

令和3年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

令和3年9月16日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和3年9月16日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場（笠置いこいの館 2階 せきれいの間）						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年9月16日 9時35分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和3年9月16日 14時16分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 5名 欠席 2名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	×	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	×	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参 与	岩木雅邦	○	保 健 福 祉 課 長	大西清隆	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	建 設 産 業 課 長	岩崎久敏	○	
	総務課財政課 担当課長兼 会計管理者	森本貴代	○	人 権 啓 発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	5 番	坂 本 英 人		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和3年第3回笠置町議会会議録

令和3年9月16日～令和3年9月29日 会期14日間

議 事 日 程 (第1号)

令和3年9月16日 午前9時35分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 認定第1号 令和2年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第6 認定第2号 令和2年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第7 認定第3号 令和2年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第8 認定第4号 令和2年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第9 認定第5号 令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

開 会 午前9時35分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、謹んで御報告申し上げます。

杉岡義信議員が去る6月19日に薬石効なく御逝去されました。議員一同驚愕をした次第であります。告別式では議会を代表して議長より弔辞をお贈りし、深甚なる弔意を表しましたが、改めてここに謹んで哀悼の意をささげます。

杉岡議員の御逝去は、我々議員はもとより住民にとりまして無念の極みと感じるところであり、誠に残念でなりません。顧みれば杉岡議員は平成20年11月に初当選されて以来12年2か月もの間、笠置町議会議員として笠置町の発展に尽くされたことは御承知のとおりであります。生まれ育ったこの町を大切に思い、常に情熱をささげ、誠実で大変人情味があり、住民のため、地域社会のため、町政の壇上に精いっぱい御活躍をされました。中でも議長の重責を長年務められ、町議会の円滑な運営に尽くされながら、議員一同の信望を一身に集められていました。また、その温厚なお人柄は、京都府下の町村議会議長からも慕われ、府下11町村で構成されている京都府町村議会議長会の会長に就任されるなど、その職責を十二分に果たしてこられました。今後も変わらず御活躍されることと誰もが疑うことのないものでありましたが、杉岡議員を失ったことは議会ばかりでなく、笠置町にとりまして大変大きな痛みであります。

残された我々は杉岡議員の思いを生かし、確かな議会運営と住民が安全安心に生活できるまちづくりのため、さらに精進することをお誓い申し上げます。

申し上げれば限りもなく、惜別の情は尽きませんが、ここに杉岡義信議員の在りし日の面影をしのび、その功績と心からの敬意と感謝の意を表し、皆様とともに杉岡義信議員の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。4番議席に向かいまして御起立をお願いします。

黙禱。

（黙 禱）

議長（大倉 博君） 黙禱を終わります。

御着席ください。

ここで坂本議員より杉岡議員の逝去を悼み、弔意を表すため発言の申出がありますので、これを許します。

5番 坂本英人議員。

5 番（坂本英人君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、故杉岡義信議員の急逝を悼み、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

哀悼の言葉。

本日ここに令和3年9月第3回笠置町議会定例会を開催するに当たり、4番議席には杉岡議員の在りし日のお姿はなく、追悼の白い花が机上に掲げられておりますことは、議会議員並びに議会事務局職員ともども哀惜、痛恨の極みであります。

杉岡議員は優しく温厚で択一した見識と情熱を持つ愛に満ちた人でした。衆望を寄せるどころ、地域の要職をはじめ消防団長を長年務められ、消防行政に尽力された後、住民の期待を背負われ、平成20年11月笠置町議会議員に当選の栄に見事輝かれて以来、3期12年の長きにわたり町政発展のために奉献されてまいりました。

この間、いこいの館運営対策特別委員長や副議長を経た後、積み重ねて実績と経験で議員一同の信望を集め、6年間議長の重責を担われました。議長在職中には、笠置町が掲げる課題に対して我々議員の思いを熟慮しながら、行政の思いもともに大事にされ、時には優しく、時には場を和ませるなど、笠置を思う仲間同士の争いを嫌うあなたは独自の手法で手腕を発揮され、議会をまとめてくださいました。その功績は広く認められ、京都府町村議会議長会長にも就任され、議会のリーダーとして御活躍されましたことは、関係者はもちろん、町民もよく知ることです。

昨年秋の任期満了による町議会選挙では立候補せずに御勇退をお考えになっていたこと、さらに大病を患われていたにもかかわらず、その人柄や人望の厚さゆえ、関係者各位からも再出馬の強い熱望も受けられ、また議員の成り手不足による定数割れを懸念された中、現議長としての定数を欠かすことはできないと少しお痩せになられた体で4期目に臨まれたのではありますが、その男気と責任感の裏側に隠されていたのは、病と闘いながらの決死の覚悟であったのだと今さらながらあなたの強い精神と責任感、郷土を想い、笠置町議会を想う情愛の深さを我々は思い知らされたのです。5月に入院されたとお聞きし、すぐにでもお見舞いに駆けつけたかったですし、たくさんの相談にも乗ってほしかった。しかし、コロナ禍ではそんなことも許されずに、一同御改善をただただお祈りしながらも、必ずこの場でまた会える、そう信じておりました。そして、これからも重鎮として我々を御指導、御助言くださると思っておりました。悔しいですが、その願いは届かず、本年度3月定例会御出席されたのが杉岡議員の最後の雄姿でした。議員になったばかりで重責に悩んでいたとき、御自宅に御相談にお伺いさせていただいたときに、議員の本質を優しく、時に厳しく教えてください

ました。亡き父の政治家時代の功績をいまだに大事に残してくださり、思い出話をたくさん聞かせていただきました。

「人は二度死ぬ」、こんな言葉があります。一度目は肉体がなくなったとき、二度目は人の記憶からなくなるとき。杉岡議員の功績は笠置の町にずっと残ります。私の心の中では今もあの笑顔が病魔に侵されながら、最後まで議会人であり続けたあの背中が鮮明に残っております。私たち議員も議会人としてこの町の発展のため、なお一層一層精進していくことを決意いたします。

申し上げれば限りなく、惜別の情は尽きませんが、杉岡議員の残された数々の思い出と笑顔を抱きながら、ここに生前の功績をたたえ、敬意と感謝を表し、また御遺族様と笠置町の前途に限りない御加護を賜りますよう祈りつつ、謹んで哀悼の意をささげ、安らかな御冥福をお祈り申し上げまして、追悼の言葉とさせていただきます。

杉岡議員、本当にありがとうございました。

令和3年9月16日

笠置町議会議員 坂本英人。

議長（大倉 博君） ありがとうございました。

本日、ここに令和3年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） ただいまから令和3年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

西昭夫議員から本日の定例会について、田中良三議員からは本定例会において、ともに都合により欠席届が提出をされましたので御報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（大倉 博君） 日程第1、議席の指定を行います。

役場庁舎耐震工事による議場変更に伴い、当面の間は、ただいま御着席の議席を指定します。

議長（大倉 博君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、坂本英人議員及び1番、向出健議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

議長（大倉 博君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの14日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月29日までの14日間に決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る8月30日、京都府町村議会議長会主催により、府政懇談会が開催され、西脇京都府知事をはじめ、副知事に各町村の要望をいたしました。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発令されているため、今回は議長会の三役のみの出席となりましたが、笠置町議会からは、災害にも対応できる国道の広域的な整備についてと府道の強化整備等についての2件を要望いたしました。

欠員となっております総合常任委員長には、互選の結果、向出健議員が選任されましたので御報告申し上げます。

以上で議会報告を終わります。

申し上げます。採決において賛成者については、議長が結果を発言する前の間、起立のまままでお願いします。

また、報道関係の写真撮影及び議場変更に伴う笠置テレビの収録のため、当面の間、議場内において職員によるテレビ撮影を許可していますので申し添えます。

議会運営上、本定例会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 本日、ここに令和3年第3回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は全国的に不安定な気象状況となり、各地で大雨による被害が発生しております。

当町におきましては、幸いにも大きな被害は発生しておりませんが、台風などの自然災害に対し、十分な注意と対策について確認していく必要があると感じております。

行政報告の前に、令和3年6月19日に御逝去されました元笠置町議会議員で、元笠置町消防団長の故杉岡義信様に対して瑞宝双光章が授与されましたことを御報告申し上げます。

杉岡様におかれましては、議員としての功績はもとより、消防団長としての功績も大きく、8月30日に山城広域振興局木津総合庁舎において、山城広域振興局湯瀬副局長様から御遺族に対し伝達が行われました。故杉岡議員にあつては議会の権威を常に大切に思い、議会と執行部との政策議論の際には、その調整役として時に厳しく、時に優しく御指導いただきました。

ここに謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

続いて、今回の議会から新たに出席する職員について紹介いたします。

参与の岩木雅邦です。

参与（岩木雅邦君） 岩木でございます。

町長（中 淳志君） 総務財政課担当課長兼会計管理者の森本貴代です。

総務財政課担当課長兼会計管理者（森本貴代君） 森本でございます。よろしく申し上げます。

町長（中 淳志君） よろしくお願いいいたします。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する事項について報告させていただきます。

65歳以上の方に対するワクチン接種は、5月23日と6月13日に、12歳以上64歳未満の方を対象とする接種は7月4日と25日に行い、その間個別接種を実施するなど、9月3日現在、町民の方々の約9割の接種が終了いたしました。

ただし、接種が済んだからと安心せず、マスクの着用や手指消毒、3密の回避など、引き続き感染防止対策に取り組んでいただきたく存じます。

また、8月20日に発出されました緊急事態宣言は、感染者数の減少が鈍化傾向であるため、さらなる対策の強化のために9月30日まで延長されております。この間、住民の皆様には外出の自粛や施設の休館に伴う事業の中止、また事業所に対する時短営業や休業要請等お願いしてはりましたが、さらなる御協力をお願いしているところです。

幸いなことに、皆様に御協力いただき、町内における感染拡大も見られず、住民の皆さんに感謝申し上げます。

昨日9月15日は、相楽圏域での新規確認がゼロということで、このまま収束することを切に願っております。

次に、役場本庁舎耐震改修工事の進捗について御報告いたします。

6月議会において、契約について可決いただきましたので、本契約を行い、工事に着手いたしました。また、6月19・20日に本庁舎の一部移転作業を実施し、6月21日から笠置いこいの館の2階を仮庁舎として業務を行っております。今回の定例会は、いこいの館を仮議場として開催させていただきましたが、笠置テレビによる生中継ができませんので録画による放送のみとなりますが、御了承ください。

なお、工事の状況ですが、8月には補強壁が設置され、工程どおり順調に進捗しており、3月中旬には完了する見込みとなっております。住民の皆様には、まだしばらく御不便をおかけいたしますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、認定5件、承認1件、議事案件は補正予算2件を含む3件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

岩木参与から発言の申出がありましたので、これを許します。参与。

参与（岩木雅邦君） 皆様、改めましておはようございます。

6月14日付で中町長より参与の辞令を拝命いたしました岩木でございます。

何分不慣れで皆様方に大変御迷惑をおかけいたしますけれども、その重責に今は押しつぶされ、どうしようかなという気持ちもありますけれども、今は自分の持っている力を全て出して、笠置町のために頑張っていきたいと思っております。

私は以前、合併前の加茂町、そして合併後の木津川市で何年か行政のほうをやってまいりました。その中で得た知識とか経験とかが少しでも笠置町のために役立てればと考えて、この職に就かせていただきました。そして、この美しい自然、伝統ある笠置町、そして素晴らしい職員たちと一緒に仕事ができることは私の誇りでございます。

最後になりましたが、笠置町民の皆様、そして議員の皆様、中町長と職員の方々と精いっぱい頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 7月の人事異動に伴い、職員の役職名が変わりました。以後の本会議等においては、参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱を指名するときは、答弁

の内容によって参事、総務財政課長事務取扱または商工観光課長事務取扱と指名をいたします。

議長（大倉 博君） 日程第5、認定第1号、令和2年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） それでは、提案理由を説明いたします。

認定第1号、令和2年度笠置町一般会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

令和2年度笠置町一般会計については、歳入総額18億3,456万7,056円、歳出総額17億6,805万1,588円、歳入歳出差引額6,651万5,468円、明許繰越しとして翌年度に繰り越すべき財源5,073万6,000円、事故繰越として翌年度に繰り越すべき財源498万3,000円、実質収支額1,079万6,468円、地方自治法第233条の2の規定により、基金に繰り入れる額600万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 概要説明を求めます。総務財政課担当課長兼会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（森本貴代君） 令和2年度一般会計歳入歳出決算について概要説明させていただきます。

これ以降、本日の全会計の説明に当たりまして、歳入につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

その際、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

また、歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

その際も、翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それではまず、歳入から説明させていただきます。

決算書の1ページを御覧ください。参考資料は2ページから3ページとなっております。

町税1億5,167万6,000円、1億6,297万6,148円、1億4,963万3,798円、21万2,894円、1,312万9,456円。

地方譲与税918万5,000円、910万8,000円、910万8,000円。

利子割交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに11万3,000円。

配当割交付金90万1,000円、調定額、収入済額ともに78万7,000円。

株式等譲渡所得割交付金44万5,000円、調定額、収入済額ともに87万9,000円。

法人事業税交付金16万円、調定額、収入済額ともに18万7,000円。

地方消費税交付金2,881万3,000円、調定額、収入済額ともに2,740万円。

ゴルフ場利用税交付金3,277万円、調定額、収入済額ともに3,147万1,291円。

自動車取得税交付金1,000円、調定額、収入済額ともに8,028円。

続いて、3ページを御覧ください。

環境性能割交付金100万円、調定額、収入済額ともに93万8,000円。

地方特例交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに61万6,000円。

地方交付税7億9,666万9,000円、調定額、収入済額ともに8億576万6,000円。

分担金及び負担金107万5,000円、調定額、収入済額ともに89万4,375円。

使用料及び手数料1,434万2,000円、1,747万6,696円、1,255万3,290円、492万3,406円。

国庫支出金3億9,733万5,000円、調定額、収入済額ともに3億4,655万255円。

府支出金7,161万8,000円、調定額、収入済額ともに6,539万675円。

財産収入379万3,000円、調定額、収入済額ともに346万6,422円。

続いて、5ページになります。

寄附金371万7,000円、調定額、収入済額ともに373万5,000円。

繰入金1億2,850万円、調定額、収入済額ともに3,300万1,780円。

繰越金1,640万6,000円、調定額、収入済額ともに1,640万6,296円。

諸収入6,232万6,000円、調定額、収入済額ともに6,197万846円。

町債4億8,682万3,000円、調定額、収入済額ともに2億6,369万1,000円。

歳入の合計は22億828万4,000円、18億5,283万2,812円、18億3,456万7,056円、21万2,894円、1,805万2,862円となります。

次に、歳出に移らせていただきます。

7ページを御覧ください。参考資料のほうは4ページとなっております。

議会費4,642万8,000円、4,603万1,249円、39万6,751円。

総務費9億4,487万368円、6億7,420万4,143円、2億3,991万4,000円、3,075万2,225円。

民生費3億5,256万7,000円、3億3,484万2,787円、1,772万4,213円。

衛生費2億1,056万6,000円、1億7,419万8,357円、2,414万4,000円、1,222万3,643円。

農林水産業費2,927万9,000円、2,768万5,779円、159万3,221円。

商工費1億265万1,000円、8,822万6,122円、1,442万4,878円。

土木費2億4,404万2,000円、1億5,659万4,651円、7,872万3,000円、872万4,349円。

続いて、9ページを御覧ください。

消防費6,102万8,000円、5,904万2,966円、198万5,034円。

教育費8,970万6,000円、8,336万3,900円、634万2,100円。

公債費1億2,234万円、1億2,189万1,534円、44万8,466円。

諸支出費1,000円、1,000円。

予備費48万8,632円、48万8,632円。

災害復旧費431万7,000円、197万100円、208万円、26万6,900円。

歳出合計は22億828万4,000円、17億6,805万1,588円、3億4,486万1,000円、9,537万1,412円となります。

続いて、151ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入の総額が18億3,456万7,056円、歳出総額が17億6,805万1,588円。よって、歳入歳出の差引額は6,651万5,468円となっております。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源ですが、繰越明許費が5,073万6,000円、事故繰越が498万3,000円、それらを差し引きますと、実質収支額は1,079万

6, 468円となります。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額を600万円としております。

152ページ以降は財産に関する調書、157ページは、地方消費税交付金のうち社会保障の財源となる経費1,509万円の充当先を記載しております。

以上で、一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、坂本英人議員。

監査委員（坂本英人君） それでは、提出いたしました令和2年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について御報告させていただきます。

令和3年8月31日に仲北代表監査委員と合議のもと、笠置町長に対し令和2年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書を、そして令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率等審査意見書の提出をしておりますことを申し添えます。

さて、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました令和2年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算についてですが、審査対象としまして、令和2年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類をはじめ、笠置町国民健康保険特別会計を含む計4特別会計の歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、そしてその他関係帳簿及び台帳を審査いたしました。

決算審査実施日といたしましては、令和3年8月5日、6日、そして12日の計3日間とし、町長、参与、関係所属長並びにその課員、そして総務財政課担当課長兼会計管理者に出席をいただきました。

審査の総括意見といたしましては、令和2年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提示された関係書類と照合いたしました。

併せて予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、おおむね適正なものであったと認められます。

本町決算審査においては、定期監査と同様に、履行した業務の審査に限らず、その事業の有効性や効率性などを監査することとしており、これまでも定期監査を実施した後、監査報告書を通じて監査委員としての様々な意見を発信しております。

本年度は新型コロナウイルス感染症によって様々な事業を中止・縮小する一方で、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として本町にも交付金が配分され、本交

付金の趣旨に則った事業の展開をされています。

従前より定期監査において意見しているところですが、補助金事業については、国や京都府からお金が交付されるからといって、単にその事業を完了することに終始するのではなく、今までの施策や町の将来像を見据えた中で、どのような事業が効果的・効率的であるのかを、そして点と点の事業完了ではなく、線となり面となるような事業展開をされたいと意見を付し続けております。

例えば本年度の一般会計の企画費では、土産品サンプル作成委託として支出をされていますが、作成されたものが町内業者による生産品ではないために、ふるさと納税の返礼品にはなり得ないものとなっております。本町として土産物が多くないことから、その事業を計画・実施したことは分かるのですが、現在町として推し進めようとしているふるさと納税も視野に入れることで、限られた予算の中で一層の効果・成果を上げることができたのではないのでしょうか。

また、本年度も町有財産の改修・修繕等を実施されていますが、例えば町営住宅の改修を行うのであれば、本町では建設産業課が所管課となり、改修計画から実施まで全てを同じ課だけで担っているのですが、この改修を町の将来像と重ね合わせたときに、この住宅を移住・定住施策の一環とするのであれば商工観光課、福祉住宅として位置づけをするのであれば保健福祉課など、他課の連携を図った上で計画・実施してみてもどうでしょうか。

今まで行ってきた業務の踏襲にこだわるのではなく、いま一度町の未来像をしっかりと位置づけ、そして庁内の共通認識として捉え、そのために何をすべきか、目的・目標に向かう手段は何かなど、課単位ではなく、庁内全体で考え、1つの事業を2にも3にも活かせるような事業選定を行うことが現在の行政に求められる姿の一つなのではないのでしょうか。

そして、本年度の決算審査においては、通年重視している補助金の考え方や在り方、住宅使用料や水道使用料といった私債権の問題に加えて、職員の時間外勤務についても注視することとしました。

本年度の一般会計における時間外勤務手当の決算額は1,000万円を超えており、過去数年間の決算額を振り返ってみても、おおよそ同額程度になっており、時間外勤務は業務の繁忙時期や突発的な業務の発生などによって期限内の履行や業務の緊急性を求められることなどから、やむを得ず職員が職務に当たらなければならないものとして所属長が課員に勤務を命ずるものです。時間外勤務の内容や勤務時間実績などについては、各課が保管する時間外勤務命令簿に記録されておりまして、この命令簿を確認すると、決算数値が示しているこ

とはもとより、所属長らからの意見を伺うに、常態化しているものも存在しているとのことでした。

空き家問題や地域の過疎化・高齢化、全国的に住民が公共自治体に求めるニーズは年遠増加をたどっているように思いますが、一方で、働き方改革関連法案が提出されたことにより、平成31年に人事院規則が改定され、職員の健康問題の観点などから、時間外勤務については原則月に45時間、年間では360時間を上限と定められてはいるものの、この命令簿からは実際にこの数字を超える職員も存在しております。

このような状況から、常態化している時間外勤務については、マンパワーが不足していることとして行政が評価するのであれば、各業務に対する職員の配置の見直しや組織の見直しなどを図り、職員への過重な負担を軽減しつつ、組織体制の適正化・強化を図られてはどうかと考えます。職員の勤務環境が悪いのであれば、職員の健康、ワーク・ライフ・バランス等に影響し、仕事の効率性低下にも関係するのではないのでしょうか。また、時間外勤務手当も行政コストであるという認識を持たれ、行政コストの軽減を図るという側面からも改善の必要があると思います。

自治体に求められるニーズの増加とその対応と職員の働き方改革という相反する一面を持つ問題の適正化については、限られた予算・人員のもとでは双方満足させられることは容易ではないですし、非常に高度なバランスを保つことになると思われますが、これからの笠置町を支える体制づくりとして、ぜひとも実現に向け尽力してください。

さて、決算審査はこれまでの定期監査の延長線上にあり、定期監査も含め、本監査においても監査期間中に様々な意見を都度付してきました。地方公共団体は、事務処理をするに当たって、住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果を上げ、常に組織及び運営の合理化と規模の適正化を図らなければなりません。我々監査委員は、そのような想いと職責から監査意見を付しているからこそ、いま一度過去の定期監査報告書にも目を通していただきたいと思います。そして、それぞれが他課に対するものであるからとして他人事として読み流すのではなく、監査意見を自身の業務に照らし合わせ、日常業務に活かしていただきたく思います。そして、職員一人一人笠置町への思いを、組織としての知見や知識を集結させ、ぜひとも次年度予算に反映させていただくよう望みまして、総括意見とします。

続いて、一般会計の意見に続かせていただきます。

審査の結果において、決算数値については、先ほど会計管理者が報告された決算書記載の数値のとおりですので、省略させていただきます。

一般会計における決算審査意見としては、まず、予算額と調定額の差について触れておきます。

決算書の歳入事項には予算額と調定額、そして収入済額などが費目ごとに記載されていますが、予算額と調定額に大きな差額を生じさせているものが散見されます。町税や住宅使用料など、そのような状態となっておりまして、執行部側としては今までの徴収実績に基づき歳入欠陥を起こさぬよう予算計上しているものと伺っておりますが、これらの費目は補正予算対応をされておらず、予算額と調定額にあまりの乖離がある状態については、住民サービスに資する財源見積りの正確性が問われるものではないでしょうか。正確な予算計上となるよう尽力されているとは思いますが、一層適正な収入を見込んだ上での予算編成となるよう望みます。

そして、毎年度の決算審査で状況を伺っている私債権の問題についても本監査で扱いましたが、本監査で提示された近隣自治体の私債権に対する処置現状を見ますと、どの自治体もその取扱いに困窮されております。

その債権整理については、条例の制定などによる整理が必要であると思われるのですが、先ほど申しました正確な歳入見込みにつながることも、引き続き問題解決に向けて検討されたいと思います。

次に、工事請負などの契約事業についてです。

本監査では工事請負費などから支出されている業務の入札状況から、請負業者が複数の事業を同時に落札され、実際に事業履行可能な入札であったのかどうかなどについて審査を行いました。その一方で、入札事業のほとんどが入札・業務契約をした後に変更契約を締結し、事業費を増額していることが分かりました。工事を実施するに当たっては、計画されていた事業内容が現地の状況と異なり、どうしても変更が必要なものが出てくることは想像ができるのですが、当初計画段階において対応できるものもあったように思われます。設計の段階で精査することはもちろんのこと、総括意見でも述べたように、事業実施の際には所管課だけの考えに終わるのではなく、多面的な展開を模索し、価値を高める支出につなげられるよう望みます。

最後に、予備費の支出についてです。

本年度の予備費は時間外手当の支出に充てられております。予備費は歳出予算における想定外の支出に伴って生じる予算不足を補う予算費目で、当然ながら突発的に、緊急的に必要となる歳出予算の増額などに充てられるためのものと理解しております。予備費を時間外手

当に充当すること自体は財務処理上問題ないことですが、突発的に、緊急的に時間外勤務をせざるを得ない状況と判断し、職員を勤務させ、手当に予備費を充てなければならなかったのかということが問題です。常態化している時間外勤務に充てたとするものであれば、それは歳出見込みが適正に見積もられていないことですし、また、そのような時間外勤務が常態化している体制の下に問題があるとするならば、組織の改革なりを模索する必要がありますので、そこについては、組織や業務体系などを議論する材料となり得るのではないのでしょうか。

次に、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率等審査意見書について御報告させていただきます。

審査の概要ですが、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

審査の結果ですが、総合意見といたしまして、審査に付された各種比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

令和2年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は前年同様に0%以下となっておりまして、実質公債費比率においては4.6%となりました。

本年度の実質公債費比率は前年度と比較して0.9%増となりました。

これは平成28年度に発行した町道笠置山線改良事業や平成29年度外貨取得事業として発行したいこいの館に対する地方債の元金償還が始まったことなどが大きな要因となっております。

この実質公債費比率は3年間平均値で求められており、単年度の同比率は平成30年度が3.81%、令和元年度では4.76%、令和2年度は5.51%としています。これからも公債費が増え続けていくことから、今後も同比率は上昇していく見込みになります。

もともと財政が逼迫している本町においては、事業計画の際に、まずは事業に充当できる国や京都府からの補助金を模索し、補助金を充当した残りの一般財源として必要となる部分に、普通交付税としてその一部が国に措置される地方債を起こすことによって、総合的に充当一般財源の支出額を減らすこととしていますが、早期健全化基準により下回っているからといって、安易に起債事業を計画すべきではないと考えます。このことを財政担当者は十分に理解されているようですが、これを財政担当者だけの認識にするのではなく、今後財政状況の見直しを含め、庁内全体の共通認識事項とされ、縦割り行政ではない、全庁的な事業計

画・事業選定に努め、起債事業の価値を高めた上で実施されるよう望みます。

なお、是正改善を要する事項は特にありません。

次に、令和2年度の資金不足比率審査意見書についてです。

審査の概要ですが、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

審査の結果としまして、総合意見については、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

令和2年度資金不足比率は前年度と同様に0%以下となっており、是正改善を要する事項については特にありません。以上です。

議長（大倉 博君） これより暫時休憩します。11時5分まで休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

それでは、決算審査意見書の中にもありますが、予算額と調定額に大きな差額が散見されるということで、財源見積りの正確性が問われるというような指摘がございます。

予算はあくまでも1会計年度における歳入歳出の見積りでしかないわけですが、歳入においては、予算額と調定額の差額が3億5,545万1,188円と大きな差額となっております。また、歳出では、不用額が9,537万1,412円となっていることから見積りの正確性が問われております。

予算額と調定額に大きな差が出ないように、また多額の不用額が発生しないよう補正予算案を編成し、議会の議決を受けるべきだと思いますが、これについてどのように考えておられるのか、また来年度以降の予算編成に当たられるのか、見解をお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の由本議員の御質問といたしますか、御指摘についてお答えさせていただきます。

確かに予算書上、調定に対する収入未済額が大きかったり、歳出予算につきましては、不用額が今年度につきましても大きく発生しているところでございます。

歳入につきましては、特に税金につきましては徴収率を計算した中で、予算現額というものになっておりますが、実際の調定につきましては増加しているものもあつたり、そこらの見直しは必要なかなと考えております。徴収率の設定というところも考えていかないといけないのかなというふうに思っております。

歳出における不用額につきましては、事業の未実施であつたり、今年度につきましては新型コロナウイルスの感染症のため、予定していた事業を取りやめたり中止となつたり、規模の縮小というふうなことも行っておりますので、事業費として不用額が発生したものと考えております。これにつきましては、3月議会におきまして一部減額したのもございますが、実際にはもう少し減額できたものなのかなと思っております。

次年度以降といいますか、令和3年度の最終につきましては、3月で十分精査を行った中で、減額補正を行うなりしていきたいというふうに考えております。

また、歳入の使用料等につきましても適正な見積り、先ほどの税と同じように徴収率等を計算していただきまして、原課のほうにも指導させていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうですね。次からまた最終補正のほうで対応していただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、翌年度の繰越額が3億4,486万1,000円、昨年度は1億5,982万円と翌年度の繰越しが倍増しております。本来なら地方自治体は会計年度を設け、その期間の収支を区分・整理するに当たって、各会計年度における歳出は、その年の歳入をもってこれに充てなければならないということになっております。

また、これを翌年度において使用することができる場合は、例外として明許繰越なり事故繰越があるわけでございますが、余りに大き過ぎると思ひますが、その見解をお聞ひしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

本年度の繰越額につきましては、6月議会におきまして報告させていただいたところがございますが、内容といたしましては、新型コロナウイルスに関する交付金等もございまして、翌年度に繰り越した事業となっております。

特に耐震改修、それから集会所の衛生設備の改修等につきましては、昨年度予算計上はさせていただいたものの、事業実施に至らず今年度を実施したものでございます。また、衛生費につきましても、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る事業費となっております、これにつきましても繰り越したものとなっております。

由本議員おっしゃるように、できるだけ当該年度の事業実施というところではございますが、今回のようなワクチンに係るものにつきましては、事情等もございまして繰越しさせていただいたものとなっております。

もう一点につきましては、事故繰越というものを今年度はさせていただきました。総合計画についてですけれども、本来でしたら令和元年度、令和2年度におきまして事業を完了するところではございましたが、新型コロナの感染拡大防止の観点から、集会等も開催できずに事故繰越となってしまったものでございます。それ以外のものにつきましても、工事の進捗等、規模等が大きかったこともありまして、繰越しをさせていただいたものであります。できるだけ当該年度で完成するような事業と見積もっていただけるように考えてはおりますが、今回に関しましては、規模は大きかったものの耐震工事等の予算額が大きいのということもありましたので、かなりの増額の繰越金額となってしまいました。

見積りが甘かったということではないのですが、そういう事情もありましたので、できるだけ適正な見積りをした上で事業実施の完了に向けて今年度以降、また取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

コロナワクチンの接種の関係で繰越しというのは分かるんですが、そのほか各集会所のトイレの改修であったり、これは、本来、もっと早くスピードアップしてやらなければならないというような事業かと思えます。もう実際完成になっているんですかね。その点、またあれなんですけれども。

次に、令和元年度の経常収支比率が103.2%と、京都府下最下位と聞いておりますが、令和2年度の経常収支比率はどのようになっているのか。

経常収支比率については、地方公共団体の財政構造の弾力化を判断するための指標で、一般的には70%から80%が適正水準と言われており、これを超えると、その地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられております。その原因を究明し、経常的経費の抑制に留意しなければならないということでございます。

その原因や経常的経費の抑制についてどのように考えておられるのか。また、この決算認定について事務事業の評価をする必要があると思います。今後はその事務事業の評価調書といったものも提出をお願いしたいと思いますが、また見解をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、今ちょっとはっきりした経常収支比率忘れてしまったんですけれども、100を切ってはおりますが、90台後半と高い推移となっております。事業実施がなかなかできなかったということもございまして、経常的な経費が依然同じような状態が続いているというふうに思っております。

経常経費といいますと人件費からいろいろなものが積み重なったものになりますけれども、うちの規模といたしましては、なかなか経常収支比率を80台、90台前半というところまで厳しいところがあります。職員のほうにも先ほどの事業の見直し等でもありますが、適正な規模の予算執行ということは心がけていただくように予算要求の段階ではお願いしておりますが、なかなか年度終わる頃には難しいような状況となっております。

それから、言っていただきました事業の評価調書のほうですけれども、ちょっと、それは検討させていただきたいと思います。

決算書につけます資料につきましても、今ちょっとほかの自治体さんのほうからも、それから一部事務組合のほうでも提示されているということもありますので、ちょっとそれについては検討中というところで御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

決算の審査の意見書の中にも触れられていますけれども、時間外勤務手当のことについてお伺いをしたいと思います。

ここにも触れられているように、過去数年の決算額を振り返っても、およそ同額だということになっています。これまでも私も決算のたびにそうしたことを指摘して、確認もして努力をするようにということで、どのような取組をするのかなども聞いてきましたけれども、お伺いしたいことは、やはり限界があると。つまり内部の業務の改善であったり、もちろんしていくのも当然ですし、配置を見直していくというのも当然やることではあるけれども、

そうではなくて、結局、こういう時間外勤務、額としては1,000万円超えてくるというのは、職員の数が根本的に足りないということじゃないかというふうに思えるわけですが、そういうふうに認識されているのか、されていないのか。先ほど由本議員からもありましたけれども、事業についても予算を取ったけれども、実行できない。そこにもいろいろ手続上のことであったり、ほかの要因もあると思うんですけれども、職員の数が不足している部分も影響しているのかどうか、そのあたりをどのように認識されているのか。

もしそうであるとしたら、これ法律上の制約もあって、職員を簡単に増やせない面もあると思うんですけれども、特に法律は国のレベルですけれども、京都府であったり近隣市町村と協力をして法改正であったり、職員のこの業務の改善、時間外勤務を改善するための法律だけではなくて、その他の手当等できることについての制度改善を求めるということもやはり課題なんじゃないかと思うんです。その点についても、これまで取組まれてきたのか今後される予定はあるのか、どのように考えておられるのか、併せて答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

時間外勤務手当につきましては、例年高い推移を保った状態となっております。令和2年度につきましては1,000万円を超える状況となりましたが、これにつきましては、事業と申しますか、イベント等の事業自体は減ってはいるんですけれども、新型コロナに対応する職員等の時間外勤務も増えたということもございます。

令和2年度におきましては、時間外勤務手当の上限の設定が必要となり、条例のほうでも条例改正もしたところではございますが、職員に対しましては事前申請、それから管理職による確認等を行った中での命令というふうに処理を徹底するように伝えておりますが、なかなか業務の繁忙期と申しますか、業務の時期によりましては、かなり増えているということもございます。

職員の意識につきましては、できるだけ事前申請、事前の命令というところで取り組むようには通知しているところでございます。

それから、全体の職員数につきましては、笠置町定数条例は50名というふうに設定しております。同規模の類似団体と比較いたしましても多いめの水準と申しますか、なっております。今年度につきましては、各課の業務の見直しも含め、来年度から組織と申しますか、

体制につきまして見直しをしようということになっております。組織改正となるのか、どこ
の課でやるかの業務の見直しだけになるかというのは、まだこれからの取組にはなってくる
んですけれども、そういうところで、できるだけ今の定数の中で職員のやりくりをしながら
業務を執行していきたいというふうに考えております。

先ほどの定数につきましては、うちのほう、保育所も全て包括支援センターからほかの者
も全て含めて50名というふうに設定してなっております。なかなか向出議員もおっしゃい
ましたように、ここを改正して職員を増やすというところはもう難しいといえますか、定数
自体を増やすというふうには考えておりませんので、先ほど言いましたような組織の中での
見直しというふうなのを今年度にしていきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

お聞きしたかったのは、要するに今言ったような組織の見直しであったりとか、いろんな
業務の改善だったり配置の見直しであったり、内部の努力はもちろん、先ほど言いましたけ
れども、されると思うんです。

だけれども、数年なかなか減らすことができないというのは、やはり職員の根本的な数は
十分じゃないんじゃないかと、そういう認識に立っておられるのかおられないのかというこ
とがまずあると思うんです。つまり、十分だというのであれば、今の業務の見直しを進め
ていけば改善に向かえるという話になると思うんですよね、十分という認識をするというこ
とは。でも、十分じゃないけれども、定数を変えないとなると、常態的に時間外勤務をある
程は減らす努力はするにしても、仕方ないことだということになってしまうと思うんですよ。

だから、そういう認識じゃなくてね。当然笠置町だけでできないことがあるので、取組と
しては一番分かりやすいのは、法律を変えて定数を増やしてもらって、その分の職員の関係
の賃金についても補助がちゃんと国から入るようにできるのが一番分かりやすい方法ではあ
るんですけれども、それ以外の方法でも臨時的にとか、必要な場合には人員を補充できるよ
うな仕組みとか、そういう制度については笠置町だけではできないので、国に対してですけ
れども、京都府であったり近隣の市町村とも連携をして取り組んでいかないといけない、も
うそういう状況なんじゃないかと。

そこについては、今すぐすると言えなくても、検討して今度そういうことも考える必要性
があると思っているのか、いや、もう一切ないんだと。内部だけでもやりくりして減らす
んだという立場でやっていくのかというのは、結構大きな違いだと思うんです。ここにっ

でもう一度きちっと答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

職員の定数自体は50名で、先ほども言いましたように、同規模程度の自治体と比較して少ないというふうにはなっておりません。反対に住民1人当たりの数でいくと、多い数字となっているというふうに認識しております。

定数ではなく、令和2年度から会計年度任用職員の制度も導入されておりますので、正規職員で賄えない部分につきましては、会計年度任用職員さんのほうを採用いたしまして、それぞれいろいろな業務に当たっていただいております。こちらにつきましては、定数外ということもありまして、先ほどの50名とは別の計算といえますか、別途になっておりますので、言いましたように、職員で今やっている業務では、おっしゃるように不足が生じている部分につきましては、会計年度任用職員さんでお願いしているというところとなっております。

法律の改正というところは、その会計年度任用職員の制度が新たに導入されてもおりますので、今の状態で十分かと言われれば、反対に職員の定数を増やすのではなく、定数外の会計年度さんの職員増ということも考えていかないと、今以上に必要なのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど言いましたように、業務の見直し、それから組織・体制の見直し等も含めまして、定時で帰れる担当もありましたら、時間外に常態的に残らないといけないところもありますので、そういうところで内部の事務事業の見直しというのは必要ではないかというふうに思っております。庁舎の中での業務だけではなくて、相楽東部広域連合であったり、地方税機構であったりというところにも職員派遣が必要でありますので、そういうところも含めて、外部に委託できる業務があるのか、それから先ほどの会計年度任用職員のほうに担っていただける業務があるのかということも含めまして、職員が足りないから増員するというだけではなく、そういうところで全体的に見直していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

会計年度任用職員、今の話ですと、増やしていけば時間外労働を抜本的に減らしていく、

そういうふうに進めるという、そういう答弁に聞こえたわけですがけれども、そういう認識でいいのか。

会計年度任用は、もちろん創設されましたけれども、機械的と言ったら失礼ですがけれども、単純作業とかに活用する場合というのは、もしかしたらあるかもしれませんがけれども、基本的には賃金が職員と比べても、ちょっと前、向上はしましたけれども、不十分な部分はあるし、身分的にもちょっと弱い部分があるので、余りこういう活用を進める方向での解決ではなくて、やっぱり人が足りないという認識であればですよ、人が足りないからだという認識だったら増やす方向を考えるべきだし、今の答弁ですと、近隣同規模の団体、自治体と比べて少ないという認識は、要するに工夫の問題だということになってしまうと思うんです。これはそれでいいんでしょうかということなんです。つまり、業務を全般見直し、中身の工夫していけば時間外を減らせると、今は時間外が発生してしまっているのは、そういうところにまだ不十分さが残っているだけであって、その方向さえ進めていけば解消に向かえるんだと、そういうことでいいのかどうか。それは違うんじゃないかと僕は思うんです。そういう認識では、今すぐ約束できないにしても、今後については様々な会計年度任用だけじゃなくて、職員の根本的な増員だけじゃなくて、いろんな手だてのうちの一つとして、要望活動なりそういうものも考えていくべきじゃないかという話なんです。

内部で努力いただくという認識はもう分かったんですけども、要するに根本的に職員が足りてないと思っているかどうかというのは、他の自治体と比べてじゃなくて、今の笠置の現状、業務と比べて、仮にですよ、業務が減らせるのであれば、それも改革ではあるんですけども、それとの引き合いで足りるか足りてないという認識なのか、そこはどうなんでしょうか。

今の話ですと足りているというふうに聞こえるわけですよ、そういうふうにとれてしまいますよ、どうしても。逆に言ったら、業務が、じゃ、無駄に多く請負い過ぎているのかという話にしか、回答としてはそういうふうにはしか取れないですよ、どうしても。そこはどういう認識なのかなど。やっぱり職員が足りてないことは足りないと思われるのか、会計年度任用を増やしていくということでしたから、業務量に対しては不十分なんだよという認識はあると思うんですけどね。

今後、やっぱり少なくともちょっと検討して、できる改善のいろんな仕組みとかを導入できるのであれば、それも念頭には置いていただきたいというのが趣旨なので、そこだけはもう一度だけちょっと答弁、繰り返しですがけれども、お願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません。先ほどそういうふうにとられたということで、ちょっと言葉足らずやったのかなと反省しております。

先ほど由本議員からありました経常収支のこともそうですけれども、職員1人の採用で生涯賃金等を支払っていくというふうになりましたら、これからの笠置町の人口減少に対しまして職員今の一時的な対応というふうだけではいけないというふうな状況です。50人を定数増やして今の業務をやりくりするには手っ取り早いのは、それは職員数が増える、業務を分散させるということになるかもしれませんが、将来的なことも考えていきますと、今の状態を維持しながら工夫が必要だというふうに考えております。

業務に対しまして職員数が足る足りないというのは、私の感覚でいきますと、やりくりしながら先ほどの会計年度任用職員、それから臨時的な任用、それから外部への委託等も含めながら考えていかないと、ちょっと答弁にならないかもしれませんが、今の状態でいきますと何とかやりくりしながら、職員には無理を言っているのかもしれませんが、将来的なことを思うと、今の状態を維持しなければいけないのかなというふうに考えております。

会計年度任用職員さんにつきましては、単純業務だけではなくて、普通の職員と同じような業務、一部業務を担っていただいております。そういうことで制度的にも改正もされましたし、給与体系、それから休暇等、笠置町でもほかの自治体と同じような状態で制度の導入を図っているところですので、単年度の任用ということではありますけれども、会計年度さん自身も責任を持って業務に当たっていただいているものと思っております。

ちょっとすみません、向出議員の答弁にきっちり返答できているのかということもありますけれども、今言いましたように、今の50人という定数を増やして、正規職員を増やしていくというのは、今後のことも考えると無理が生じてくる可能性がかなり高いので、できるだけ業務の見直し、先ほど言いました外への委託、それから会計年度任用職員さんに担っていただける業務というふうなものを工夫しながら当面は進めていきたいと思っております。

今後それでも状態が改善しない、時間外勤務のほうが悪化する可能性があるというふうなことであれば、制度的な見直し、定数の改正等も含めまして、また検討していく必要があるかなというふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 松本さん、ちょっと見えなかった、見えへんでした。

松本さん。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

議会で手挙げても見えないということは、このセットが悪いんですか、何ですか。それでは失礼に当たるじゃないですか。どうなんですか。今度注意してくださいよ、私の手の挙げ方が悪かったんかどうかね。

それでは、お聞きします。

マイナンバー、418万3,000円出ているんですが、これ、笠置町の町民として何%ぐらいまでいてるんですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） お待たせしてすみません。ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和2年度3月末の時点ですと356枚で、27.7%になっております。今現在、直近は421枚交付しておりまして、32.7%です。

議長（大倉 博君） 松本さん。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

この頃マイナンバーが非常に話題にのっているんですね。笠置町としても、マイナンバーを取ってもらうようなPR並びに対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、先ほど向出議員も質問されていましたが、超過勤務の件ですね。

これ、私は何回も言うているんですよ。一向に直らないですね。そしてその金額が同じように1,000万円。今期は1,047万円、非常に大きい金額ですよ。それで回答聞くと、なるほどいい回答ですよ。

しかし、令和3年度はこの金額に対して何%をカットする、少なくするという目標を決めてもらって、課長会議等に宣言してもらいたいと思いますんですね。毎回言うてますよ、これは。直らない。この原因はどこにあるのか。新たにそういう催事があったんですか、催し物が。しかし、同じようなペースですんで、これは、やはり行政としても十二分に考えてもらいたい。監査のほうでも、そういうようにうたっておりますんでよろしくお願ひしたい。

それで一つ、この監査が言われた工事請負金額、指摘されていますよ。第一非常に契約後

また変更が起こる。発注される時は、どういう対応で発注されているんですか。現場も見なくてやっておられるんですか。余りにも、こういう指摘されるような工事請負に関して各課としてどのようにお考えになって、どのように改善しようとされているんですか。御返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

工事請負につきましては、設計をさせていただいて、それに基づいて入札で事業のほうを出させていただいております。その中で、この監査の中にもありますように、事業を実施する中で状況が異なって、事業内容の変更が出てくることは、事業実施していく中では仕方ないことだなというふうには考えております。

ただ、当初の計画段階において対応できる要因あるというような御指摘もいただいておりますので、今後はそういったことも精査しながら事業実施のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今返答をもらったんですけども、ちょっと数字的にお聞きします。当初の見積金額と変更された金額、幾らぐらいあるんですか。どういう比率になっているんですか。監査されたときに説明されているから分かると思うんですが、どうですか。

それと同時に、建設課じゃなくして、ほかの課ともお互いに連携を取りながら話を持っていくというような監査報告なんですけど、それに対してどのようにお考えか、御返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

変更比率につきましては、それぞれの工事によって違いますので一律的に何%ということはありません。その工事を実施していく中で変更があったものについてということですので、ちょっとそれ併せてお答えするのはなかなか難しいのかなと思います。それぞれの工事についての事業費、それから変更契約というものは、またお示しすることは可能かと思しますので、よろしくをお願いします。

監査委員の中でありました他の課との連携といいますか、については、建設産業課でいいますと、住宅のことについての御指摘があったかと思っておりますけれども、それにつきましては、

御指摘どおり、そういった横の連携を持ちながら実施していきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 松本さん。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今私の質問は、金額何ぼかということ聞いたんですよね。分かっているんですか。1つの見積りに対して変更された金額の差異が何ぼあるかということ聞いたんですよ。そういうことについては監査のほうでも分かっているわけですね。その都度都度でないですよ。私、合計を言うているんですよ。最初、最初ですよ、当初、入札されたときの金額が幾ら、オールですよ。それで、あと変更で、ここにうたってあるように変更されているんですよ。その金額は幾らだったかと個々の話を聞いているんじゃないですよ。

多分今はそういう資料はお持ちでないと思いますんで、後ほどお聞きしますんで、提出のほうよろしくをお願いします。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） すみません、一つお聞きしたいんですけれども、令和2年度の予備費については51万1,368円が充用されております。

意見書の中では、時間外手当に支出をされているということが書いてありますが、時間外手当につきましては、総務費の一般管理費のほうで支出をされているかと思うんですが、この決算書を見ますと、予備費の需用額が51万1,368円に対して一般管理費では43万5,568円だと思うんですが、このあたり、この予備費の充用はどうされているのか。その必要性とか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

本年度監査委員さんのほうからも御指摘ありましたとおり、時間外手当に充用することについての是非のほうも問われたところでございます。

今年度の予備費につきましては、一般管理費のこの時間外手当のほか、税のほうの支出のほうに一部当たっております。

あと、微税費につきましては、当初予算より不動産鑑定に対する委託料が当初の見積りより筆数が増えたため、増加したことの対応ができなかった、予備費を充用させていただきました。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当、それから退職手当組合の特別負担金に充当したところではございますが、時間外勤務手当に3月分まで締めた金額につきましては、3月の補正予算を計上しなくても対応できるだろうということでしたが、思いのほかコロナウイルスに関する時間外勤務等増えたために予備費を充用させていただいたところです。本来でしたら、費目の中で流用しながら考えていく必要があったというふうにも思っております。今後気をつけながら、予備費の充用については、緊急性というところを重点に置いて充用させていただきたいと思います。

時間外勤務に充用したこともそうですけれども、予算以上のそういう時間外勤務の命令を行ったというところにも問題があるかなというふうに思っておりますので、今後は、先ほどにも答弁させていただいたとおり、時間外勤務につきましては、十分各管理職のほうからも命令に対しての確認等するように指示させていただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） すみません、由本です。

私が言いたいのは、一般管理費で不用額が843万3,269円があるわけですね。それなのに流用ができないで、予備費から持ってくるのはどうなのかなというのは疑問に思っただけです。

先ほど課長がおっしゃったように、予備費というのは想定外の支出なり、緊急的に必要な経費に使うべきだと思いますので、その辺、今後十分に注意していただいて、支出をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の由本議員の御質問、すみません、私の先ほどの回答ちょっと補足なり、追加させていただきます。

時間外勤務手当、職員手当につきましては、人件費の中での流用となりまして、なかなかほかの費目から持ってくるのが難しい費目でございますので、やむを得ず予備費から充用させていただいたということになってしまいました。

先ほどと重なってしまいますが、今度は、充当につきましては十分検討した中でさせていただきます、流用のほうを先にして考えたいと思います。失礼します。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号、令和2年度笠置町一般会計決算認定の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この際申し上げます。全ての議案に対して起立をしない者は反対とみなします。

認定第1号、令和2年度笠置町一般会計決算認定の件は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、認定第1号、令和2年度笠置町一般会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（大倉 博君） 日程第6、認定第2号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 認定第2号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

令和2年度笠置町国民健康保険特別会計については、歳入総額2億7,594万7,917円、歳出総額1億9,747万1,289円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに7,847万6,628円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 概要説明を求めます。総務財政課担当課長兼会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（森本貴代君） それでは、令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について概要説明させていただきます。

歳入から御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。参考資料は5ページになっております。

国民健康保険税 2, 625万8, 000円、2, 883万3, 345円、2, 529万3, 422円、35万1, 900円、318万8, 023円。

使用料及び手数料1万円、調定額、収入済額ともに1万9, 200円。

国庫支出金36万6, 000円、調定額、収入済額ともに34万4, 000円。

府支出金1億5, 525万円、調定額、収入済額ともに1億7, 091万3, 000円。

財産収入2万円、調定額、収入済額ともに8, 613円。

繰入金1, 322万9, 000円、調定額、収入済額ともに1, 165万3, 579円。

繰越金802万4, 000円、調定額、収入済額ともに6, 764万9, 965円。

諸収入10万8, 000円、調定額、収入済額ともに6万6, 138円。

歳入合計は2億326万5, 000円、2億7, 948万7, 840円、2億7, 594万7, 917円、35万1, 900円、318万8, 023円となります。

次に、歳出に移らせていただきます。

3 ページを御覧ください。

総務費156万2, 000円、141万537円、15万1, 463円。

保険給付費1億5, 576万7, 000円、1億5, 037万8, 193円、538万8, 807円。

国民健康保険事業費納付金4, 435万4, 000円、4, 435万3, 008円、992円。

保健施設費147万2, 000円、127万4, 338円、19万7, 662円。

基金積立金1万円、8, 613円、1, 387円。

諸支出金10万円、4万6, 600円、5万3, 400円。

歳出合計は2億326万5, 000円、1億9, 747万1, 289円、579万3, 711円となります。

最後に、最終ページ、27ページを御覧ください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額が2億7, 594万7, 917円、歳出総額が1億9, 747万1, 289円、よって、歳入歳出の差引額は7, 847万6, 628円となっています。

うち翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額となっております。基金への繰入額はございません。

以上、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、坂本英人議員。

監査委員（坂本英人君） それでは、国民健康保険特別会計について決算審査意見を報告いたします。

本年度の国民健康保険税の収納率は87.7%となり、前年度収納率87.4%より微増となりました。

ところで、同税の算定基礎の一つとなる所得割については、前年度所得に応じて計算されることとなっており、本年度の所得割については、令和元年の所得が基準となります。

新型コロナウイルス感染症対策などが影響し、国民健康保険の被保険者についても令和2年の所得が減少していることも想像されますが、それでも前年度の収納率より微増となっていることについては、日頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡調整が十分に図られているものと思われま。

相互扶助制度で成り立っている保険制度を納税者に理解されることを促しながら今後も引き続き徴収努力をされるよう期待いたします。

一方で、笠置町の被保険者の健診受診率が府内でも低い水準にあると伺っております。これは、健診事業を平日に設定していることが一つの原因であるとの分析をされていますが、この受診率を高める対策として、令和3年度より個別の健診の受診可能機関を町内の医療機関だけでなく、相楽郡内の医療機関にまで広げるとされています。

健診機関にも従事職員に対する働き方対策によって、土日、祝日での対応はできないこととされており、集団健診に関わる改善まではできてはいませんが、ともあれ健康診断の間口を広げることによって少しでも受診率を高め、疾病の早期発見、早期治療につなげることができるのであれば、保険給付費の抑制はもとより、元来の目的である被保険者が元気で日々を過ごせることにつなげることができるものであると思いますので、こうした被保険者の立場に寄り添った政策の展開がされるよう期待いたします。以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

令和元年度の剰余金6,764万9,965円を基金に積み立てることなく、全額令和2年度に繰越しをされております。国保の財調基金は、国保事業の健全な運営を図るために設置されております。

令和2年度の剰余金7,847万6,628円も全額繰り越す予定ですか。剰余金は、令

和元年度に比べまして1,082万6,663円も増加をしております。使い道がないのであれば、保険税を引下げるべきではありませんでしょうか。

また、コロナ禍において、全国的に受診控えが起きているようです。剰余金を基金に積立てられないということでしたら、単純に剰余金を全額繰り越すだけなのであれば、被保険者の健康事業等に活用すべきではありませんか。見解をお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

基金の積立てについての御質問であったと思います。

令和2年度につきましては、積立金を積み立てる予定ではおりましたが、年度末を迎えるに当たり、1件が500万円以上を超える手術の請求などが重なったこともあり、また、年度初めには、交付金がまず入ってこないということもありますので、今回は積立てをさせていただかないという判断をさせていただきました。

保険料についてですけれども、医療費のほうは例年マイナスの増加、微増ながら減少しておりましたが、令和2年度につきましては、高額な請求もあったことから、13%の対前年度の伸び率となってしまいました。

これによって保険料を上げるということは考えてはおりませんで、保険料を上げずにこのまま横ばいで保険料の徴収をさせていただけるように、そのための財源というふうに思っております。

また、受診率につきましても、令和3年度から相楽管内の個人の病院におきましても個別健診をしていただけるということになっておりますので、健診の機会を少しでも多くの方に受けていただくことができるように、そういったことの事業としても活用していきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

剰余金が、もう例年、令和元年度に比べまして1,000万円以上増加しているという状況でございますので、意見書には健診の受診率が府下でも低い水準にあるというような御指摘をされております。

こういった剰余金を有効に使っていただきまして、受診率を高めていただきまして、疾病の早期発見、早期治療につなげていただきますよう、施策の展開をよろしく願いをいたします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

認定第 2 号、令和 2 年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について反対討論をさせていただきます。

反対理由としまして、町としての問題というよりは、国のレベルの問題ですけれども、1980 年代には国保財政に国からの補助が約半分ほど入っていましたが、直近では 25% 未満、4 分の 1 未満に減らしている。そのことが大きな影響として国保税を引下げていくという動きにつながらない、大きな財政的な要因となっています。

今、高過ぎる国保税ということで、住民の方からも何とかしてほしいとの声も何人かの方からお聞きをしていますし、また、国保の加入者は、一般のサラリーマン等ではなくて自営業者であったり、収入が必ずしも多くない学生等も対象となっている、そうした会計となっています。

抜本的に引下げていくためには、国に対して補助を求めていくことが必要だと思います。国保会計も、大枠では国の制度の下で運営されていますので、国に対して改善を求める意味を込めまして反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから認定第 2 号、令和 2 年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第 2 号、令和 2 年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 可否同数です。以上の採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本件について採決します。

認定第 2 号、令和 2 年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件については、議長は認

定と採決します。

したがって、認定第2号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第7、認定第3号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

認定第3号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度笠置町簡易水道特別会計については、歳入総額6,115万9,694円、歳出総額5,520万7,018円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに595万2,676円、地方自治法第233条の2の規定による基金に繰り入れる額300万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 概要説明を求めます。総務財政課担当課長兼会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（森本貴代君） 令和2年度簡易水道特別会計歳入歳出決算書について概要説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

1ページを御覧ください。参考資料は6ページになっております。

分担金及び負担金20万9,000円、調定額、収入済額ともに73万3,334円。

使用料及び手数料2,582万8,000円、2,877万6,692円、2,651万6,930円、225万9,762円。

財産収入1,000円、調定額、収入済額ともに1,521円。

繰入金3,369万7,000円、調定額、収入済額ともに3,369万7,000円。

繰越金21万円、調定額、収入済額ともに21万858円。

諸収入1,000円、調定額、収入済額ともに51円。

歳入合計は5,994万6,000円、6,341万9,456円、6,115万9,694円、225万9,762円となっております。

次に、歳出です。

3ページを御覧ください。

総務費 1, 559万6, 000円、1, 528万6, 781円、30万9, 219円。

衛生費 2, 484万円、2, 051万1, 011円、432万8, 989円。

公債費 1, 941万円、1, 940万9, 226円、774円。

予備費 10万円、10万円。

歳出合計は5, 994万6, 000円、5, 520万7, 018円、473万8, 982円となります。

最後に、最終のページ、15ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が6, 115万9, 694円、歳出総額が5, 520万7, 018円、よって、歳入歳出の差引額は595万2, 676円となります。

うち翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額となっております。そのうち地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額は300万円としております。

以上、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、坂本英人議員。

監査委員（坂本英人君） それでは、簡易水道特別会計についての決算審査意見を報告させていただきます。

毎年度同様の意見とはなりますが、本会計の歳入の要となる水道使用料についても私債権に分類される債権ですので、一般会計における私債権と合わせて滞納繰越となっている水道使用料のうち債務者との折衝が不能となったものなど、処分については、引き続き検討してください。

一方で、決算書には、数値計上されてこないものですが、令和3年3月において本町簡易水道事業の今後10年を計画する経営戦略が策定されており、長期にわたって安定した経営を続けていくための指針を示したものとして、定期監査においてその計画内容の報告を受けました。

人口減少等による水道使用料の低下と施設の維持、修繕費用の捻出など、どのようにして長期的な運営をしていくかが問われるわけですが、水道事業は、住民にとって日々の生活に欠かせない飲料水の供給事業であり、今までも経営の健全化対策、政策は講じられてきてはいると思いますが、経営戦略にあるとおり、他の自治体と連携した水道技術者の知識の継承や、配水管の連結、業務の広域発注による経費削減など、住民から信頼される安定的かつ安

心で安全な飲料水供給事業となるよう、これからも尽力いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

一般会計からの繰入金が3,336万6,000円ということで、歳入総額の54.6%を占めております。一般会計からの繰入金頼りになっておりますが、特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充てるとなっております。

この繰入金というものが適正なものなのか、経営戦略の計画ではどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように令和2年度の決算におきましては、一般会計から3,300万円余りの繰入金のほうをさせていただいております。

繰入金においても基準内、繰入れの基準で認められている繰入金と基準外ということでの2つがございます。今年度で言いますと、繰入金の中の基準外が2,288万2,000円と繰入金の中でも66.2%を占めているような現状でございます。

それから、昨年度作成しました簡易水道の事業経営戦略におきましては、やはり基準外繰入れを行っている現状があるという中で、今後の経営状況も踏まえながら、料金体系の検討もしていきながら、一般会計からの繰入れの軽減をしていくというようなことをうたっております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

基準外の繰入れが2,200万円オーバーということで、この簡水の実質収支額が595万2,676円ありまして、収入未済額が225万9,762円あるという中で、一般会計の単年度収支額が724万9,828円の赤字となっている状況で、一般会計に余力があるとは思えないんですが、それでも同じような考えで今後繰入金をされるのか、再度お伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰入金につきましては、やはり一般会計から多くいただいておりますので、それを軽減するために料金改定も検討するというようなこともありますので、そうい

ったことも踏まえて、できる限り少なくしていくというところでやっていきたいというふう
に考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） また簡水のほうでいろいろ努力していただきまして、その点、一般会計
からの繰入金が少ないようになりますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、もう一つ、笠置町簡易水道の特別会計の減債基金についてお尋ねしたいと思ひま
す。

この基金は、平成16年度、飛鳥路飲料水供給施設新設工事に伴う起債の償還に必要な財
源を確保し、その計画的な償還を図るためこの基金が設置されたわけですが、基金
残高が77円ということで、積み立てることもされておひません。

この基金は必要なのか、この基金をどうされるのかお伺ひしたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、現在は減債基金77円ということとなっております。ちょっと余
力がないというところもあって積み立てられないというところもありますが、経営の健全化
を図りながら、そういったところで、やっぱり減債基金というの必要なものであると考
えておひますので、今後は、計画的に積み立てられたらというふうには考えておひます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、由本議員からもあったんですが、収入未済額225万9,762円、これについての
対応はどのようにされるんですか、お答え願ひます。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

収入未済額ということで、滞納分として225万4,314円、それから現年度というこ
とで5,448円がございます。

その滞納分のうち令和元年度の未収金のいこいの館分、元の指定管理者分の120万円余
りにつきましては、今、弁護士さんのほうにお任せをしておひます。残りにつきましては、
やはり納付書の送付であったり、集金伺いなどをしながらその削減に努めてまいりたいとい
うふうで考えておひます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、一応聞いたんですけれども、前回の繰越しでいこい120万円あるということなんです。しかし、それは、前から請求書も出ていますし、裁判にもかかっているんです。その結果はどうなんですか。あなたが担当している課として、この120万円、裁判にかかっているんですが、その結果としてどのようにお考えなのか。

それで、残りの100万円は、回収可能なのか。今後の目標はどのようにされるのか答弁願います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館の水道代分につきましては、今裁判中でございますので、顧問弁護士のほうからも内容についてはしゃべらない、話さないということでいただいておりますので、この場では答弁は控えさせていただきます。

残りの100万円につきましては、先ほども申しましたように、納付書の送付や集金伺いなどに努めながら、その軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、100万円の件なんですけれども、集金に努めますという答弁なんです。それでいいんですか。集金に出て、なぜできなかったか、その原因は何なんですか。

このいこいの残した100万円の件について、今後、未収金については、幾らぐらいを目標にして集金体制をやろうとされているんですか。返答してください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

未収金をどうしていくんやということでございます。

まずは、未収金を増やさないということで、現年度の集金のほうに力を入れてさせていただきます。今回についても今年度については、99.98%の収入をいただいております。そういうことを積み重ねて滞納を増やさないということと、また、滞納分については、皆さんの御理解をいただきながら集金に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決します。

この採決は起立によって行います。認定第3号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、認定第3号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長(大倉 博君) 日程第8、認定第4号、令和2年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼します。

認定第4号、令和2年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

令和2年度笠置町介護保険特別会計については、歳入総額3億526万1,242円、歳出総額2億8,486万8,228円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2,039万3,014円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長(大倉 博君) 概要説明を求めます。総務財政課担当課長兼会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者(森本貴代君) 令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算書について概要説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

1ページを御覧ください。参考資料は7ページとなっております。

保険料5,069万2,000円、4,915万673円、4,827万2,153円、25万8,490円、62万30円。

使用料及び手数料5,000円、調定額、収入済額ともに5,600円。

国庫支出金6,939万6,000円、調定額、収入済額ともに7,666万7,582円。

支払基金交付金 7, 447万5, 000円、調定額、収入済額ともに7, 075万5, 000円。

府支出金 4, 192万円、調定額、収入済額ともに4, 070万2, 666円。

財産収入 1, 000円、調定額、収入済額ともに21円。

繰入金 4, 681万5, 000円、調定額、収入済額ともに4, 669万6, 028円。

繰越金 1, 898万9, 000円、調定額、収入済額ともに2, 133万8, 073円。

諸収入 143万4, 000円、調定額、収入済額ともに82万4, 119円。

歳入合計は3億372万7, 000円、3億613万9, 762円、3億526万1, 242円、25万8, 490円、62万30円となっております。

次に、歳出に移らせていただきます。

3ページを御覧ください。

総務費 234万6, 000円、179万801円、55万5, 199円。

保険給付費 2億7, 121万4, 000円、2億5, 514万9, 591円、1, 606万4, 409円。

地域支援事業費 1, 870万7, 000円、1, 759万8, 353円、110万8, 647円。

公債費 3万円、3万円。

予備費 100万円、100万円。

諸支出金 87万2, 000円、77万2, 462円、9万9, 538円。

5ページを御覧ください。

基金積立金 955万8, 000円、955万7, 021円、979円。

歳出合計は3億372万7, 000円、2億8, 486万8, 228円、1, 885万8, 772円となっております。

最後に、最終のページ、31ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が3億526万1, 242円、歳出総額が2億8, 486万8, 228円、よって、歳入歳出の差引額は2, 039万3, 014円となっております。うち翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額となっております。基金への繰入額はございません。

以上、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、坂本英人議員。

監査委員（坂本英人君） それでは、介護保険特別会計についての決算審査意見を報告いたします。

介護を取り巻く諸問題は、介護者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されています。本町における介護保険給付費は増え続けており、介護保険制度そのものの不安要素が全域に及んでいる昨今において、いかに安定的な介護施策を打ち出すことができるかが課題となっています。

そこには、笠置町としての地域特性を反映した介護予防事業や健康増進事業などが不可欠となりますが、令和3年3月に策定された第9次高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画に基づき、当計画の基本理念である「みんなの力で、生涯いきいきと安心して助け合って暮らせるまちの実現」に向けて取組を推進されるよう望みます。以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

令和2年度の介護保険特別会計決算によりますと、不用額が1,885万8,772円と、令和元年度と比べまして3倍強となっております。

一般会計でも申しましたが、見積りの正確性が問われ、補正予算案を編成し、議会の議決を受けるべきだと思いますが、これについてどのように考え、来年度以降の予算編成に当たられるのか見解をお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

不用額が1,800万円程度出ているというところで、介護給付費につきましては、1月おおよそ1,000万円程度の請求が来ます。ですので、なかなか思い切って減額補正するというのが、なかなか難しいところがございますけれども、支出見込みを正確にできるような形で、ある程度余力を残した中で補正対応していけるような形で検討していきたいと思っております。

また、当初予算につきましても、正確に次年度の支出見込みが出せるような形で行っていければと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

また、この補正予算につきましては、よろしくお願いをしたいと思います。

こういった不用額予算があるのならば、もっと介護予防事業や健康増進事業に取り組むべきだと思いますし、これだけの不用額があるのであれば、保険料を下げるという議論になると思います。

また、特別会計の繰出金、介護保険が4,669万6,000円というようなことで、一番多いわけでございます。こういったこともいろいろ議論になろうかと思っておりますので、そのあたりの見解をお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

不用額が出ておりますのは、基本的には、保険料の剰余分という形でございますので、保険料につきましては、保険給付費の23%分の財源に充てなさいということになっておりますので、その他の事業には使えないということになっておりますので、次年度以降の給付費の財源に充てさせていただくものでございます。

また、保険料につきましては、3年間の給付費の支出を見込んだ中で保険料を決めさせていただいておりますので、現行計画の中で保険料の剰余分が出てきましたときには、次期の計画の保険料を決めるときに、保険料の剰余分も勘案した中で保険料を決めていくということになっておりますので、そのときに余り分が多ければ保険料が下がる、給付費が伸びていけばそういうわけにはいかない可能性もありますけれども、そこで勘案させていただくという形になっております。

また、一般会計からの繰入金につきましては、これも法定で決まっております繰入金になっておりますので、法定外で繰り入れているというわけではございませんので、その辺御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

このコロナ禍におきまして、医療受診控えが発生しているとされております。笠置町として地域特性を反映して、第9次高齢者福祉計画及び第8期の介護保険事業計画に基づきまして、より一層の取組をお願いいたします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

認定第 4 号、令和 2 年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について反対討論を行います。

当町でもこれまで介護保険料を上げて、見直しの時期には基本的に引上げを続けてきたという実態があります。令和 2 年度の決算を見ても、先ほど説明があったように、歳入歳出の差引額では 2, 0 4 0 万円弱差額がありますが、繰越金が 2, 1 0 0 万円以上ありますので、これを単純に引いただけでも、財政が十分に豊かな状態にあるとは言えない状況にあります。

また、単純な計算として積立金が約 1 0 0 万円弱になっていますけれども、一方で、一般会計からの繰入額が 4, 6 0 0 万円ほどあります。要するに一般会計から繰入れをして、やっとうるような財政が成立しているというのが実態となっています。

こうした状況を根本的に改善して、住民の方、介護の被保険者の方に負担を求めないようにしていくためには、国の制度の抜本的な改善が必要であり、国がもっと財政支援をしていくことが必要だと考えます。

国は、これまでも様々な給付減も行うなど、改悪を行ってきました。国のこうした改悪の動きに反対と、そして、抜本的な改善、財政支援を求めることを表明しまして反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから認定第 4 号、令和 2 年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決します。

この採決は起立によって行います。認定第 4 号、令和 2 年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、認定第 4 号、令和 2 年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（大倉 博君） 日程第9、認定第5号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

認定第5号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計については、歳入総額7,172万242円、歳出総額7,127万6,331円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに44万3,911円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。失礼しました。

議長（大倉 博君） 概要説明を求めます。総務財政課担当課長兼会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（森本貴代君） 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について概要説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

1ページを御覧ください。参考資料は8ページとなっております。

後期高齢者医療保険料2,525万2,000円、2,529万9,012円、2,509万5,216円、2万7,601円、17万6,195円。

使用料及び手数料5,000円、調定額、収入済額ともに8,600円。

繰入金4,579万4,000円、調定額、収入済額ともに4,552万9,505円。

繰越金63万1,000円、調定額、収入済額ともに70万8,742円。

諸収入59万5,000円、調定額、収入済額ともに37万8,179円。

歳入合計は7,227万7,000円、7,192万4,038円、7,172万242円、2万7,601円、17万6,195円となります。

続いて、歳出に移ります。

3ページを御覧ください。

総務費14万6,000円、2万8,050円、11万7,950円。

後期高齢者医療広域連合納付金7,079万1,000円、7,047万9,270円、31万1,730円。

諸支出金60万4,000円、52万1,071円、8万2,929円。

保健事業費63万6,000円、24万7,940円、38万8,060円。

予備費10万円、10万円。

歳出合計は7,227万7,000円、7,127万6,331円、100万669円となります。

最後に、最終ページ、15ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が7,172万242円、歳出総額が7,127万6,331円、よって、歳入歳出の差引額は44万3,911円となります。うち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額となります。基金への繰入額はございません。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、坂本英人議員。

監査委員（坂本英人君） 後期高齢者医療特別会計についての決算審査意見を報告させていただきます。

後期高齢者医療制度の業務に関しては、広域連合と市町村が後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担しており、市町村としてはその保険料の徴収を担っています。

本年度の保険料収納率は99.2%となり、前年度の徴収率97.5%より改善が図られております。ほかの会計同様に引き続き保険料徴収には尽力してください。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理など執行が図られていると思いますが、75歳以上の高齢者医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復、増進事業の促進を図ることとして国民健康保険制度や介護保険制度と連携に努め、福祉制度の向上につなげられるよう望みます。以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

令和2年度から京都府後期高齢者医療広域連合から市町村への委託事業といたしまして、高齢者の保険事業と介護予防との一体的推進事業が実施されております。この事業により、被保険者宅への訪問などによる保健指導や通いの場など活用し、重症化予防や健康状況不明者の状態把握などの取組が行われております。状況に応じ、医療機関などへの受診勧奨などにつなげておるということでございます。

後期高齢者の被保険者の方々が必要なときに必要な医療サービスが安心して受けられますよう取り組んでおられますが、笠置町は、この事業に取り組んでおられません。笠置町での被保険者宅への訪問などによる保健指導や重症化予防はどのように取組をされているのかお

聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

一体的事業ということで、なかなか取り組めていないところが現状なんですけれども、今、現状、保健事業といたしまして、昨年度、健診分析ソフトというのを入れさせていただきました。健診のデータをそのソフトに入れて、いろんな資料が出てきますので、その方々に応じた保健指導、健康指導というのを今年度やっついこうというところで、まだ今から健診が始まるんですけれども、それに取り組んでいきたいなというところで考えておるところでございます。

また、国保のほうと同時になんですけれども、糖尿病の重症化予防事業ということで、重症化のリスクのある方に保健師が指導をさせていただくというような事業も取り組んでいきたいなと思っております。

療養給付費、年々増加しているところで、やっぱり、おっしゃるように重症化予防というのが大事になってこようかと思っておりますので、その辺、また、取組を徐々に進めていきたいなというところで考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

また、このコロナ禍によって、なかなか受診ができていないというような方もおられると思いますので、その点、また取組のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この一体的実施事業が実施できる関係市町村の被保険者の方と実施できない関係市町村の被保険者の方で差異があつてはならないと思ひます。令和2年度で京都府下26市町村のうち15市町村がこの委託契約を締結して、事業に取り組んでおられ、令和3年度も3つの市町で実施をされるということをお聞ひしております。

笠置町においては、保健師等の医療専門職の確保が困難で実施が難航している状態にあると思ひます。全国的に医療専門家職の確保が課題となっていることから、第9次京都府高齢者健康福祉計画において、人材確保の支援をしていくということになっておられますので、早急に一体的実施計画に取り組んでいただきますようよろしくお願ひをしておきます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

認定第 5 号、令和 2 年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について反対討論を行います。

こちらのほうも歳入歳出の差額を見ますと 4 4 万 3, 9 1 1 円となっていますけれども、繰越金の額を除く、つまり過去の余ってきた分の繰越金を歳入として見ている分を除くと、その時点で既に赤字の状態になるということになります。

また、一般会計の繰入れも 4, 5 5 2 万 9, 5 0 5 円と、それだけ繰り入れて今成り立っている、そういう状況だと思います。

この後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに運営をされていまして、保険料も都道府県で一律に決めるということに、2 年に 1 回決めるということになっています。以前には、均等割、1 人当たり幾ら保険料を払うのかという均等割がありますけれども、それについて、最も所得の低い方については 9 割まで、つまり 1 割だけ負担すればいいという制度がありましたけれども、これも結局は外していくという動きになってきました。

そのほかにも様々な軽減、所得割についても外れるということになりましたし、そういう動きが起きています。それぐらいのことをやっても、この財政の状況、数字だけを見ますと、十分に安定した豊富な財源が確保できて、運営できているという状況にはないと考えます。

国からの、やはり、これも財政の支援を抜本的に求めていく、財政の支援がもっと入るべきだというふうに考えています。

一方、国のほうは、保険者インセンティブという名称でメニューを決めまして、こういう取組でこういう成果を上げれば、一定上乘せして、お金を出すというような制度を行っていますけれども、本来、健康対策等必要なものというのは、それぞれの自治体の実情、被保険者の実情に応じて、必要なものを積み上げて、必要な額はやっぱり国の責任で財源を確保する、準備するべきだというふうに考えます。

特別に成果を上げた、個別に絞ったメニューで成果を上げたからお金を用意するのではなくて、やはりこういうやり方はおかしいんじゃないかというふうに考えています。

京都府の後期高齢者の連合のほうでも、財源のほうが減る中で、こういうインセンティブも活用して、何とか確保するという、そういう努力の表明もされていましたが、抜本

的に、やっぱり国の制度を変えていく必要がある、そういうふうに感じます。

この決算についても、国の制度の見直し、抜本的な改善、財政の支援を求めることを表明いたしまして反対討論といたします。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから認定第5号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決します。

この採決は起立によって行います。認定第5号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、認定第5号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月22日午前9時半から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後2時16分